

建設業における死亡労働災害が多発！！

滋賀労働局長から関係団体への緊急要請を実施しました。

滋賀県内の建設業における死亡労働災害が多発しており、10月末時点で既に昨年の3人を上回る4人の方が労働災害で亡くなっている状況を受け、滋賀労働局では建設業の関係団体あてに、これ以上の死亡災害の発生を防止するための、緊急の文書要請を行いました。

この内、一般社団法人滋賀県建設業協会に対しては、労働局長から直接要請文書を交付しました。

令和6年11月20日



滋賀県建設業協会 奥田会長

多和田労働局長



滋勞発基 1120 第 1 号
令和 6 年 11 月 20 日

一般社団法人滋賀県建設業協会長 殿

滋賀労働局長

建設業における死亡災害多発に対する緊急要請について

滋賀県内における労働災害は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきております。しかしながら、本年1月以降、建設業においては、既に昨年を上回る4名の方が労働災害により亡くなられるという極めて懸念するべき事態となっております。

本年に発生した建設業における死亡災害の内訳を見ますと、建設業の三大災害である「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン災害」及び「崩壊・倒壊災害」がそれぞれ1件ずつ発生しており、長らく建設業界において労働災害防止の取組が図られている三大災害が、現在においても死亡災害等重大な労働災害の原因となっていることが伺えます。

また、これらの災害の発生原因として、基本的な安全対策の徹底不足や労働者間のコミュニケーション不足が要因となっていると考えられる事例もあり、建設現場における安全衛生活動が低調となっていることや作業員の危険作業への感受能力が低下していること等が危惧される状況となっております。

滋賀労働局では、第14次労働災害防止推進計画における建設業の目標（アウトカム指標）として、2027年までの死亡災害ゼロを掲げていますが、この達成のみならず、年末年始に向けてこれ以上の死亡災害等重大な災害を発生させないため、これまでの自主的な労働災害防止の取組の継続に加え、以下の事項を重点とした労働災害防止対策を強力に推進する必要があります。

つきましては、貴会会員事業場に対し、死亡災害撲滅を目指した不断の取組の一環として、以下の重点的な取組の確実な実施について周知いただきますよう要請いたします。

- 1 経営トップ等による「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン災害」及び「崩壊・倒壊災害」の防止措置状況の総点検を実施すること。
- 2 労働災害防止のための基本的な安全対策や労働者間の意思疎通の徹底について、実施状況を各現場内で確実に把握すること。